

## 「サブリース住宅原賃貸借標準契約書」について

賃貸住宅におけるサブリース事業とは、賃貸管理事業者が建物所有者（家主）等から建物を転貸目的にて賃借し、自らが転貸人となって入居者（転借人）に転貸するシステムによって行う賃貸管理事業です。

賃貸管理事業者が経営判断を伴う包括的な管理を行うことにより、所有と経営の分離が具現化し、入居者に対してはより質の高い住環境を、賃貸人に対しては経営の安定化をもたらす効果が期待されています。

今回、サブリース事業の当事者間における紛争の未然防止を図るため、サブリース住宅原賃貸借標準契約書を作成しました。

本契約書の作成趣旨を御理解の上、建物を転貸目的に賃借する賃貸管理事業者及び建物所有者（家主）をはじめとする多くの人に積極的に活用されることを期待しています。